**ゴルフ場利用税の堅持を求める特別決議（案）**

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要な財源を受益者に求めるという合理的な仕組みに基づく税であり、その税収の７割がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の様々な行政サービス等に使用されているところである。

ゴルフ場所在市町村は、過疎地域や中山間地域がその約７５％を占めており、自主財源の乏しい地域にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

ゴルフ場利用税の廃止は、地方の貴重な自主財源を奪うこととなり、断じて許されない。

また、ゴルフ場利用税は、１８歳未満の者、７０歳以上の者及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮しながら課税しているところである。

一方、ゴルフ場利用税を廃止し、これに伴う自治体の減収を国が交付金で補填するべきとの議論があるが、国民全体の税負担を財源とすることは、ゴルフをしない方を含めた国民全体の理解を得られるものではなく、国の財政状況によっては減額や廃止の可能性もあり、ゴルフ場所在市町村にとっての継続性のある財源としては考えられない。

さらには、ゴルフ競技がオリンピックの正式種目となり、２０２０年にオリンピックが東京で開催され、今後より一層ゴルフ振興を図っていく必要があり、アクセス道路の維持管理や環境対策などゴルフ場所在市町村が行っている行政サービスを更に充実して実施しなければならず、オリンピックを口実にしたゴルフ場利用税廃止論やスポーツ庁の非課税対象の拡大要望は、道理に合わない。

よって、国においては、ゴルフ場利用税の現行制度を今後も堅持するよう強く要望する。

以上決議する。

令和元年１０月１８日

　東海市長会